平成２９年（フ）第８２号
三重県伊勢市楠部町1863番地
債務者　山田　善昭
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
和歌山市小雑賀104番地７　マザーテラス４－Ａ号室、前住所和歌山市六十谷1354番地６
債務者　スヴニールこと　大政　卓也
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２５号
和歌山県岩出市西国分787番地の２（202号）
債務者　リンパドレナージュ羽婆こと　長谷由夏
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２９号
和歌山県海南市黒江１番地236
債務者　西山加奈子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３４号
和歌山県岩出市畑毛108番地の２、住民票上の住所和歌山県岩出市根来2299番地
債務者　長野美装こと東や旅館こと　松田穂
法定代理人成年後見人　河原　貴博
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５００号
北九州市小倉北区大畠２丁目５番２号（101号室）
債務者　平野　一夫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５２０号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番７－906号
債務者　吉永アキ子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５２７号
北九州市八幡東区東山１丁目７番２号
債務者　酒井　千世
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３５号
福岡県中間市弥生１丁目22番22号
債務者　國房　誠春
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５４１号
北九州市門司区中二十町15番３－401号
債務者　村岡　美枝
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４３号
熊本市北区鶴羽田町1077番地　太平ハイツ102号
債務者　國武　秀光
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
宮城県石巻市さくら町４丁目５番地　市営新渡波東復興住宅５号、前住所宮城県石巻市開成１番地48　仮設開成第十団地７－２号
債務者　富田　智美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
北海道野付郡別海町別海宮舞町191番地の５
債務者　中川　義憲
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第８１号
秋田県横手市大雄字東阿気７番地
債務者　水戸美代子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０３号
山形県天童市柏木町１丁目３番31号
債務者　仲島　修子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
山形市あさひ町９番６号　ホワイトハウスＡ103号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2725番地９
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５９号
名古屋市名東区牧の里１丁目315番地　レオパレスシティヴィラ牧の里303号
債務者　髙山美咲子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部